

大阪市北区で発生したビル火災を受けて実施した緊急点検の結果について

1 趣旨

令和3年12月17日に大阪市北区で発生したビル火災では、死者25名、負傷者3名を出す大きな被害が発生したことから、総務省消防庁から緊急立入検査を実施し、防火対策の徹底を図るよう要請通知があり、とかち広域消防局管轄内の45施設について、次に掲げる項目を緊急点検（立入検査）しました。

- (1) 階段・防火戸等管理状況
- (2) 消防用設備等の維持管理状況
- (3) 防火管理状況
- (4) その他

2 実施期間

令和3年12月20日（月曜日）から令和3年12月28日（火曜日）

3 点検の結果

(1) 重大な消防法令違反の状況

緊急点検（立入検査）の結果、火災発生時の人命リスクが大きい重大な消防法令違反（避難経路となる階段等の施設に避難の支障となる物件が置かれている場合や、防火戸の閉鎖の支障となる物件が置かれている場合など）はありませんでした。

(2) その他の消防法令違反の状況

重大な消防法令違反以外では、消防訓練未実施違反や消防用設備等点検報告未実施違反が認められたことから、ビル関係者等に対して、ビル火災での被害拡大を未然に防ぐための措置を早急に講じることを指導し、追跡調査を行うなどして施設を利用する住民の安全・安心を守る取組みを推進していきます。

令和4年1月17日
とかち広域消防局予防課